

議案第128号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成28年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 はしご付消防ポンプ自動車 1台
- 2 取得先 千葉県船橋市小野田町1530番地
株式会社モリタテクノス東日本営業部
部長 平岡 圭司
- 3 取得価格 176,904,000円
- 4 取得理由 災害現場における消防活動に充てるため。